

2014年10月24日

グローバルな汚職防止体制の構築に向けて
～Bribery Act 2010（イギリス贈収賄禁止法）から学ぶ～

本間合同法律事務所
弁護士 菊地正登

はじめに

2011年7月1日、Bribery Act 2010（イギリス贈収賄禁止法）¹（以下、「UKBA」といいます。）が施行されました。当時、私は、ロンドンの法律事務所に留学しており、このニュースが、企業や法律事務所を少なからず恐怖に陥れたことを覚えています。

「法律事務所が贈収賄禁止法を恐れる？」という違和感を覚えた方もいらっしゃると思いますが、ロンドンでは、弁護士マーケットの競争激化の中、弁護士が過剰とも思えるレベルの「接待」（Hospitality）をクライアントに対して行うということが横行しています。私がお世話になっていたパートナーの1人は、冗談交じりに、「こんな法律が施行されたら、商売できないじゃないか。」などと言っていました。

法律事務所が恐れるほどの法律であれば、より苛烈な競争を強いられる企業にとっては、より一層恐ろしい法律であるはずで、実際、私がロンドンの民間団体で研修を受けた時も、この法律は話題に上っていました。

私も、当時、UKBAの内容を知ったとき、驚いたのを覚えています。何と言っても、一番驚いたのは、公務員だけではなく、私人に対して利益供与をしても贈賄罪が成立する場合があるという点でした。この点は、日本の贈収賄罪や不正競争防止法、アメリカの Foreign Corrupt Practices Act（以下、「FCPA」といいます。）の規制内容と根本的に異なる点です。

「でも、それはイギリスでの話であって、日本企業には関係ないでしょう。」と思われた方、少し待ってください。このUKBAは、アメリカのFCPAと同様、いわゆる「域外適用」があるため、関係ないと思っていた日本企業にも飛び火してくる可能性があるのです。アメリカに比べて、イギリスで事業をされている日本企業は少ないとは思いますが、対岸の火事と思っていたら、こちらまで飛び火してきたという非常事態にあらかじめ備えるため、簡単にUKBAについて解説したいと思います。

¹ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/23/contents>

また、イギリスとは無縁の日本企業でも、今後の汚職防止に関するコンプライアンス体制を構築する際に、本稿の基本情報を少しでも参考にして頂ければ幸いです。なぜなら、今後、OECD（経済協力開発機構）の要請を受けて、日本でも日本国外での贈収賄について厳格に規制し（現在では、不正競争防止法 18 条で外国公務員に対する贈賄を規制しています。）、取り締まりを強化する傾向が強まってくるはずだからです。このような情勢下で、海外ビジネスを展開する企業としては、より厳格な UKBA や FCPA の考え方を参考に、グローバルなコンプライアンス体制を構築することが、いずれ必須となると考えられます。

なお、以下では、適宜 UKBA 等の原文を引用していますが、原文を読み飛ばしても理解できるようにしてありますので、英語が好きでない方は、読み飛ばしてくださいで大丈夫です。

UKBA の規制内容

イギリスに事業展開している日本企業が、UKBA において注意する必要がある条項は、7 条の「法人による賄賂防止義務違反（Failure of commercial organisations to prevent bribery）」です。

仮に、日本企業がこの賄賂防止義務に違反した場合、罰則としては上限のない罰金とされています。アメリカ FCPA の日本企業に対する過去の適用事例なども参照すると、罰金額が数百億円に達するケースもありえるため、注意と理解が必要です。

以下、簡単に解説します。

① 適用対象となる法人

UKBA の 7 条(5) a は、適用対象となる法人として、「a body which is incorporated under the law of any part of the United Kingdom and which carries on a business (whether there or elsewhere)」と規定しています。

つまり、イギリス法に基づいて設立された法人を指しています。したがって、日本企業が親会社となり、イギリス法に従ってイギリスに設立した子会社はこの定義に当たり、現地のイギリス法人である子会社に UKBA が適用されることとなります。そのため、仮に当該子会社が UKBA で禁止されている贈賄行為を行った場合、当該子会社は原則として賄賂防止義務違反として罰せられることとなります。

次に、UKBA の 7 (5) b では「any other body corporate (wherever incorporated) which carries on a business, or part of a business, in any part of the United Kingdom」と規定されています。

ここでは、イギリスのどこかで事業の一部または全部を行う法人が UKBA の適用を受ける法人に該当するとしています。したがって、例えば、日本企業がイギリスに駐在事務所や支店などを置いてイギリスで直接事業活動を行っていれば、当該日本企業がイギリスにおいて事業をしていることとなりますから、当該日本企業に UKBA が適用されることとなります。そのため、例えば、駐在員が UKBA に違反して贈賄行為を行えば、日本企業が UKBA の賄賂防止義務違反を問われ、処罰されうることとなります。

ここまではそれほど特殊な話ではありません。現地子会社はイギリス法人である以上、UKBA の適用があるのは当然でしょうし、日本企業が支店を出して直接イギリスにて事業を行っていれば、UKBA が適用されてしかるべきです。

問題は、前述の子会社の例で、親会社たる日本企業に UKBA の適用があるのかという点です。もし、親会社である日本企業が子会社を利用してイギリスにおいて事業の一部を行っているとして簡単に認められてしまうと、子会社が UKBA 上の賄賂防止義務違反を問われるだけでなく、日本企業である親会社も容易に罰せられることになってしまいます。

このような解釈上の論点については、イギリス法務省 (Ministry of Justice) が UKBA ガイダンス² (以下、「ガイダンス」といいます。) において解説をしています。例えば、上記の例で、日本企業がイギリスに子会社を有する際に、日本企業自体がイギリスにおいて事業を営む者として UKBA の適用を受けるのかという点については、「having a UK subsidiary will not, in itself, mean that a parent company is carrying on a business in the UK, since a subsidiary may act independently of its parent or other group companies」と述べています。

要するに、「子会社は親会社から独立して事業を行うことが認められているから、子会社を有するという事自体は、直ちに親会社がイギリスにおいて事業を営んでいるということの意味しない」ということです。そのため、日本企業がイギリスに販社などを子会社として設立し、その販社がイギリスで事業を行っているという事実だけで、親会社である日本企業に UKBA が適用されるということはないと考えられます。

² <http://www.justice.gov.uk/downloads/legislation/bribery-act-2010-guidance.pdf>

ただし、ガイドンスにおいて、子会社を有するということ「それ自体では」(in itself) と留保されている点は気になります。また、ガイドンスの 36 では、当該企業がイギリスで事業を営んでいると認定できるかどうかは、結局は社会常識 (common sense) により判断するとしていますので、曖昧な側面があることが否定できません。

例えば、親会社である日本企業が、グローバルビジネス展開の一環として、イギリスにも販社を作り、本社日本企業の徹底した管理・コントロールの下、当該販社にイギリスおよびヨーロッパでの事業展開をさせているというような事例の場合、実質的には、日本企業が現地販社を通じて、事業を営んでいるとして、日本企業に対しても UKBA の 7 条が適用される可能性があると言えます。

したがって、このような場合、親会社またはグループ会社についても、慎重を期して、UKBA の規制に対応したグローバルコンプライアンスの体制を整えることが安全であるということになります。

② 贈賄行為の主体と禁止行為

次に、UKBA の 7 条は、贈賄行為の主体となる者（「関係者」）と、その禁止行為について以下のとおり規定しています。

「A relevant commercial organisation (“C”) is guilty of an offence under this section if a person (“A”) associated with C bribes another person intending-

(a) to obtain or retain business for C, or

(b) to obtain or retain an advantage in the conduct of business for C.]

つまり、UKBA の適用を受ける法人の「関係者」、例えば従業員や役員が、当該会社のためのビジネスを獲得、または、これを保持するためや、事業上の利益を獲得、または、これを保持するために、他人に賄賂を渡すことが、当該法人自体の罪（UKBA の 7 条「賄賂防止義務違反」）となると規定しています。

それでは、UKBA における贈賄行為の主体となる「関係者」とは具体的にはどのような範囲を意味するのか、次項においてさらに見ていきます。

贈賄行為の主体（関係者）

UKBA では、贈賄行為の主体は、「関係者」とされ、広く定められています。「関係者」

については、UKBA の 8 条に定めがあり、企業等のために、または、その代理人として、業務を遂行する者とされています。

そのため、「関係者」には、従業員、役員などのほか、エージェントなども含まれる可能性があります。

例えば、日本企業が、自社製品のグローバル販売戦略の一環として、日本企業の販売戦略管理下において、イギリス市場およびヨーロッパでの商品販売を、イギリス子会社に任せ、積極的に事業展開させていたという事例を想定してみましょう。

この場合に、イギリス子会社は、日本の本社の管理下にあるため、当該日本企業が、子会社を通じて、イギリスにて事業を行っていると同認められるとします。

このような中、日本の本社は、アジア新興国でのビジネス展開を企図し、今度は、インドネシアへの展開可能性を探るべく、現地パートナーをエージェントとして、積極的な市場開拓を行うことを指示したとしましょう。そして、当該エージェントが、インドネシアにスムーズに製品が輸入できるように、現地の公務員に不正に金銭を渡したとしましょう。

この場合、後述する例外規定の適用がない限り、日本企業は、当該贈賄行為を承認したとか、知っていたという事情と無関係に、UKBA の 7 条の賄賂防止義務違反を犯したことになるのです。イギリスで事業を行っていると同認められている以上、イギリス国外のインドネシアのエージェントが、イギリスではなくインドネシアで贈賄行為を行った場合でも、日本企業が、イギリスの UKBA の適用により処罰される可能性があるのです。

かなり適用範囲が広いことがおわかり頂けたと思います。それでは、ここでいう「贈賄」とはいったいどのような行為なのか、その内容については、UKBA の 1 条と 6 条に書かれた行為を指すとされていますので、次項で説明します。

1 条（贈賄罪）

UKBA の 1 条に定められた贈賄については、以下の 2 つのパターンがあります。

「a. 人が、財産的またはその他の利益を他人に申し入れ、約束し、もしくは、供与し、その際、当該利益について、他人に対し、関連する機能もしくは活動を不適切に遂行するように誘うことを意図し、または、他人がこの機能または活動を不適切に遂行したことに対する報酬とすることを意図したこと。」

「b. 人が、財産的またはその他の利益を他人に申し入れ、約束し、もしくは、供与し、その際、当該利益を受け取ることもそのものが、関連する機能もしくは活動を不適切に遂行することに該当することを知り、または、そう信じていたこと。」

わかりにくいですが、これらを総合すると、要するに、ビジネス上の活動において、対象者が、誠実に、公平に、または、受託者としての地位に従って行動することが期待されている場面で、その期待に反する行動を行うように、対象者に利益を与える行為が、贈賄になりうるということになります。

そして、冒頭で記したとおり、贈賄の相手は公務員に限らず、民間人であっても贈賄罪が成立します。

ここで、誠実、公平な行動を行うことが期待されているにもかかわらず、その期待に反する行動を誘引すると認められる、つまり、賄賂と認められるような利益供与というのはいったいどの程度なのでしょう。

この点は、ガイダンスにいくつか例が挙げられています。例えば、海外顧客をラグビーの6か国対抗戦に招待することは、上記ビジネス上の不適切な遂行（公平な業務遂行を期待されている場面で、当該期待に反する行動）を誘発するとは直ちに認められないので、贈賄行為にならないとされています。このあたりは、社会常識、業界常識などで判断せざるを得ないとは思いますが、この程度を著しく超える過度な接待を行えば、贈賄に該当する場面が出てくると思います。例えば、イギリス企業が、海外からの顧客を、業務上の必要性もないのに、わざわざ日本にファーストクラスで連れて行って、銀座のクラブで高級シャンパン、3日後には、今度は京都の祇園で…などとなれば、贈賄となりうるでしょう。

6条（外国公務員に対する贈賄罪）

次に、UKBAの6条は、以下を外国公務員に対する贈賄罪として定めています。

「人が、自分自身で、または、第三者を通じて、外国公務員に対し、または、外国公務員の要求、同意、もしくは、黙認により、その他の者に対し、財産的またはその他の利益を申し入れ、約束し、もしくは、供与し、その際に、当該外国公務員に対し、その外国公務員としての立場に影響を与えることを意図するに加え、事業または事業遂行上の利益を得、または、保持することを意図すること。」

1条と異なり、「不適切な遂行」という要件は外れて、代わりに、「外国公務員としての立場に影響を与えることを意図するに加え、事業または事業遂行上の利益を得、または、保持する意図」が要求されていますが、結局は、これらの意図を有するというレベルといえるかどうかの利益供与がなされたかが問題になると考えられます。

したがって、1条の贈賄罪で述べた内容と同様、ビジネスとして合理性のある範囲内での「接待」(Hospitality)が外国公務員に対してなされたとしても、6条違反となるものではないと考えられますが、この程度を超えて、例えば、高級ホテル宿泊付きのツアーイベントなどを組んで接待したなどとなれば、6条違反の疑いを生じると言ってよいでしょう。

ここで、「なんだ。過度な接待などが問題になるだけで、軽微な支払いは問題にならないわけね。それなら大丈夫でしょう。」と考えるのは早計です。UKBAでは、例えば、税関などで手続きを円滑に行なってもらうために払う手数料としての、いわゆるファシリテーションペイメント (Facilitation Payment) についても、免責対象にしていないからです。他方、FCPAは、ファシリテーションペイメントについて、一定の例外要件を定めていますので、この点ではUKBAの方がより厳格であると言えます。

UKBAの厳格な規制は、特にアジア新興国など、賄賂リスクの高い国でビジネスを行う場合に、相当に影響がありそうです。私のところにも、「東南アジアで新たにビジネスをするのに、許認可を取得する必要がある、現地の国有企業の担当者から、担当者自身に一定の金銭を支払うように言われています。支払わないと事業ができないので、支払いますが、会社の経費としたいので、そのための契約書を作ってください。」などというような依頼が舞い込んできたりします。(もちろんお断りしています。念のため。)

実際、賄賂が横行している国でビジネスをするにはこうした支払いが必須だというのが現場感覚なのでしょう。しかしながら、UKBAを離れても、アジア新興国などでは、日本の金銭感覚からすると極少額であっても、現地の贈賄罪に該当し、刑罰には終身刑があったりしますから、リスクは非常に高いと言えます。

免責事由

UKBAは、企業の賄賂防止義務違反を厳格責任としていますので、「関係者」が贈賄行為を行ったことについて、当該企業に過失がなくとも当該企業はUKBAの7条違反の責任を問われます。ただし、UKBAの7条は、(2)において、唯一の免責事由を次のように規定しています。

「But it is a defence for C to prove that C had in place adequate procedures designed to prevent persons associated with C from undertaking such conduct.」

つまり、当該企業が、関係者が贈賄行為を行わないように適切な手続きを導入していた場合は、当該企業は免責となるとの規定です。したがって、イギリスで事業を行う日本企業、および、グローバルコンプライアンス体制の構築を目指す日本企業は、こうした適正な手続きを構築し、履践する必要があることとなります。

この「適切な手続き」とはいかなるものであるかについては、（これを守れば必ず安全というものではないですが）ガイダンスが以下のように具体化し、6原則を示しています。

① **Proportionate procedures**（割合に応じた手続）

一部を抜粋すると、「Adequate bribery prevention procedures ought to be proportionate to the bribery risks that the organisation faces.」との記載があります。

つまり、汚職リスクの高低に応じて、適切な予防手続きを確立することを求めています。リスクマネジメントを行う前提として、リスクアセスメントが重要だということです。また、リスクの高低に応じたマネジメントを行えばよいということでもあるのでしよう。

② **Top-level commitment**（最高レベルの経営陣による誓約）

「Those at the top of an organisation are in the best position to foster a culture of integrity where bribery is unacceptable.」とあり、トップレベルの経営陣が、賄賂が許されないという認識を育て、関係者の贈賄防止に努めなければならない旨が定められています。

③ **Risk Assessment**（危険度の評価）

「The commercial organisation assesses the nature and extent of its exposure to potential external and internal risks of bribery on its behalf by persons associated with it. The assessment is periodic, informed and documented.」などと規定され、関係者が贈賄を行うリスクを定期的に評価し、その結果が、通知され、書面化されることを要請しています。リスクの高低は、国や業種によって変化するため、評価が必要となります。例えば、入札制度がある、許認可が必要であるなど、外国公務員に接触する機会がある業種ではリスクが高まると言えます。

④ Due Diligence (デューデリジェンス)

「The commercial organisation applies due diligence procedures, taking a proportionate and risk based approach, in respect of persons who perform or will perform services for or on behalf of the organisation, in order to mitigate identified bribery risks.」とされ、贈賄の実行者となりうる者に対し、リスクの程度に応じて、デューデリジェンス(調査)を実施することを求めています。

⑤ Communication (including training) (訓練を含むコミュニケーション)

「The commercial organisation seeks to ensure that its bribery prevention policies and procedures are embedded and understood throughout the organisation through internal and external communication, including training, that is proportionate to the risks it faces.」などと規定され、トレーニングを含めて、社内全体で、贈賄防止の基本方針と手続きについて周知徹底させることを求めています。

⑥ Monitoring and review (監視および見直し)

「The commercial organisation monitors and reviews procedures designed to prevent bribery by persons associated with it and makes improvements where necessary.」とありますので、一度贈賄防止体制を作ればそれで足りるものではなく、常にブラッシュアップする必要性について触れています。

まとめ

以上、概要にすぎませんが、UKBA が定める主要な点について解説しました。非常に広範囲に適用されることがお分かりいただけたと思います。

高まる国際競争をフェアに戦う必要があるとの OECD の要請を受けて、日本でも、不正競争防止法 18 条において、外国公務員に対する贈賄罪が規定されました。そのため、日本企業が外国で外国公務員に贈賄した場合でも、日本の不正競争防止法 18 条違反で処罰されることとなります。しかしながら、罰則については、個人が 5 年の懲役または 500 万円以下の罰金とされ、法人は 3 億円以下の罰金とされるにとどまっています。

この点、UKBA は法人への罰金を無制限とし、FCPA でも、一部の違反類型では、法人

への罰金上限が 2500 万ドルとされていることと比較すると、日本の不正競争防止法は軽微な罰則にとどまっています。また、2013 年までに不正競争防止法 18 条違反で検挙された件数は、わずか 3 件のようです。この点も、OECD から、批判を受けている点の 1 つです。

今後、マーケットがグローバル化する流れに歯止めがかかるとはならないでしょう。そのような時流の中、汚職防止を含めたコンプライアンス体制の構築をグローバルな視点で行うことは、日本企業にとって重要な課題になってくることは間違いないと思います。

<著者略歴>

2001 年

早稲田大学法学部卒業 旧司法試験合格

2003 年

司法修習修了 (56 期)・弁護士登録 (第二東京弁護士会)

本間合同法律事務所

2009 年 8 月

留学等のため渡英

University of Southampton L.L.M (法学修士) コース・ワーク参加

英米法 (コモンロー), 国際取引法, 海事法, 国際比較知的財産法, コーポレート・ガバナンス等を学ぶ

2010 年 10 月

法律事務所 Hill Dickinson L.L.P (ロンドン) にて勤務研修 (国際取引, 英国法実務, 海事法実務等に携わる)

P&I クラブにおいて短期勤務研修 (ロンドン)

イングランド・ウェールズにおける一般的法律 (EU 法, 契約法, 不法行為法, ビジネス・ロー, 税法及び不動産法等) についてのトレーニング・コース (ロンドン) に参加

2012 年 6 月

上記約 3 年間の英国留学・実務経験を終了し帰国

<主な取扱分野>

1. 国際法務

- ・国際取引についての法務サポート業務
- ・企業の海外進出サポート業務
- ・グローバルコンプライアンス体制構築のサポート業務

2. イギリス関連業務

- ・英国法に関する調査
- ・イギリスでの子会社設立、イギリスへの事業展開のサポート業務

・イギリスでの相続案件、不動産投資などのサポート業務

＜著者へのお問合せ先＞

弁護士 菊地正登

本間合同法律事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-11-3 赤坂中川ビル 4F

Tel: 03-5570-3270 (代表)

Fax: 03-5570-3280

Email: kikuchi@mkikuchi-law.com

Website: <http://www.mkikuchi-law.com> (個人)

<http://www.law-hk.jp/> (事務所)

掲載日：2014年11月11日